



平成27年5月25日

各 位

ウェルス・マネジメント株式会社
代表者 代表取締役社長 千野 和 俊
(コード番号:3772 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部 グループ長 木村 健太郎
(電話番号 03-6661-9311)

本店所在地の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の当社第16回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）にて「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社本店所在地の変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に附議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

また、同取締役会にて今後の当社グループの機動的な資本政策を遂行可能とするための発行可能株式総数の変更並びに取締役及び監査役との責任限定契約の締結対象者範囲を拡大する旨の定款変更を本定時株主総会に附議することを決議しましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 本店所在地の変更

(1) 理由

当社グループは、連結子会社3社及び持分法適用会社で構成されておりますが、今般、当社及び連結子会社の経営管理部門の集約を図り機動的な経営体制の整備を目的に、以下のとおり本店所在地を変更するものであります。

なお、この本店移転は行政区画の変更を伴うものであることから、現行定款第3条（本店の所在地）を変更致します。

※本定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

(2) 新本店所在地

東京都港区赤坂一丁目12番32号

（ご参考）現本店所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

(3) 日程（予定）

本定時株主総会開催日 平成27年6月23日

本店移転日 平成27年7月1日

(4) 業績に与える影響

当該本店所在地の変更による業績への影響額は軽微であります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

①本店所在地の変更

前項に記載のとおり、経営管理部門の集約を図り機動的な経営体制の整備を目的に、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更は、本店移転日（平成27年7月1日）をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設ける

ことといたします。

②発行可能株式総数の変更

今後の当社グループの機動的な資本政策を遂行可能とするため、発行可能株式総数を現在の12,000,000株から16,000,000株に増加させるものであります。

③役員の実任限定契約に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第25条（取締役の実任免除）及び定款第33条（監査役の実任免除）の規定の一部について、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、下表の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条～第5条（条文省略）	第4条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。
第7条～第24条（条文省略）	第7条～第24条（現行どおり）
（取締役の実任免除）	（取締役の実任免除）
第25条（条文省略）	第25条（現行どおり）
② 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。	② 当社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。
第26条～第32条（条文省略）	第26条～第32条（現行どおり）
（監査役の実任免除）	（監査役の実任免除）
第33条（条文省略）	第33条（現行どおり）
② 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結す	② 当社は、 <u>監査役</u> との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結すこ

<p>ることができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>本則第3条(本店の所在地)の規定の変更は、平成27年7月1日をもって効力を生じ、同第6条(発行可能株式総数)、同第25条(取締役の責任免除)及び同第33条(監査役の責任免除)の規定の変更は、平成27年6月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、平成27年7月1日の経過をもって、これを削除する。</u></p>
---	---

以上